

# 石川県公報

令和4年2月24日(木曜日)

号 外

(第9号)

## 目 次

条 例			
○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	1	○石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (医療対策課)	19
○石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (同)	4	○石川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (同)	20
○教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	4	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	20
○石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (デジタル推進課)	8	○石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例 (警察本部)	21
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (同)	8	○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (同)	22
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	10	○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局)	25
○石川県立図書館条例 (文化振興課)	12	○石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (同)	25
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (厚生政策課)	18		
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (障害保健福祉課)	19		

## 条 例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第一号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第三号中「三万四五百円」を「五万円」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を

「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(令和元年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「定める額」との下に、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十五」とを加える。

第五条第四項中「第一項」を「前三項に規定するもののほか、第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 第一項の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第二号会計年度任用職員(人事委員会規則で定める者を除く。)に対して支給する。

5 給与条例第十九条第二項の規定は、第二号会計年度任用職員の期末手当について準用する。

この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十五」と読み替えるものとする。

(知事、副知事給与条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

一 知事、副知事給与条例(昭和三十二年石川県条例第三号)第三条第二項

二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十一号)第四条第二項ただし書

三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)第六条第二項ただし書

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する条例第八条の二第一項第三号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(第一号ロにおいて「新給与条例」という。)第十九条第二項(同条第三項又は第二

条の規定による改正後の一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第八条第四項から第六項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第三条の規定による改正後の石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例第三条第二項若しくは第五条第五項、第四条(第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の知事、副知事給与条例第三条第二項、第四条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第四条第二項ただし書若しくは第四条(第三号に係る部分に限る。)の規定による改正後の職見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例第六条第二項ただし書及び一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第十九条第四項から第六項まで(石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十四条第一項から第四項まで若しくは第七項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年石川県条例第四号)第四条第一項若しくは第九条又は公益法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例(平成十四年石川県条例第七号)第四条若しくは第八条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職をした者にあつては当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者、会計年度任用職員(石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例第二条第一項に規定する第一号会計年度任用職員及び同条例第五条第一項に規定する第二号会計年度任用職員をいう。以下この項において同じ。)、知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロ及びハに掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五

ロ 新給与条例第十九条第二項に規定する特定幹部職員(次号ロにおいて「特定幹部職員」という。) 百七・五分の十五

ハ 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第六条第一項第一号に規定する第一号任期付研究員若しくは同項第二号に規定する第二号任期付研究員又は同条第二項に規定する特定任期付職員 百六十七・五分の十

二 再任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 七十二・五分の十

ロ 特定幹部職員 六十二・五分の十

三 会計年度任用職員 百二十七・五分の五

四 知事、副知事、教育長又は常勤の監査委員 百六十七・五分の十

- 3 前項に定めるもののほか、令和三年十二月に人事委員会規則で定める条例に基づき期末手当を支給された者に対する同項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職をした者にあつては当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者、会計年度任用職員（石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例第二条第一項に規定する第一号会計年度任用職員及び同条例第五条第一項に規定する第二号会計年度任用職員をいう。以下この項において同じ。）、知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

(委任)

- 4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で又は知事が別に定める。

---

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第二号

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定の職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定の職」という。）」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第二十二條第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

---

教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第三号

教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例(平成二十九年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和三十一年法律第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「同項第二号」を「次」に改め、本則に次の各号を加える。

- 一 石川県立図書館、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川県立白山ろく民俗資料館の設置、管理及び廃止に関すること(法第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む)。
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く)。
- 三 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く)。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

## (石川県職員定数条例の一部改正)

- 2 石川県職員定数条例(昭和二十四年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三千四百十五人」を「三千四百三十人」に改め、同項第五号中「二百三十人」を「二百二十四人」に改める。

## (石川県立美術館使用料条例の一部改正)

- 3 石川県立美術館使用料条例(昭和五十八年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 石川県立美術館条例

第一条を次のように改める。

## (設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項及び博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定により、県民の美術に関する知識の普及及び教養の向上に資するため、石川県立美術館(以下「美術館」という。)を金沢市に設置する。

第八条を第十三条とし、同条の前に次の四条を加える。

## (美術館運営委員会)

第九条 博物館法第二十条第一項の規定により、美術館に石川県立美術館運営委員会(以下「委

員会」という。)を置く。

第十条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者その他知事が美術館の運営に資すると認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 委員会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(損害賠償)

第十二条 知事は、美術館の施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失した者に対して、その損害を賠償させることができる。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(事業)

第二条 美術館は、美術品の収集、保管及び展示並びに美術に関する調査研究及び指導のために必要な事業を行う。

(石川県立歴史博物館使用料条例の一部改正)

4 石川県立歴史博物館使用料条例(昭和六十一年石川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県立歴史博物館条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項及び博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定により、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、石川県立歴史博物館(以下「歴史博物館」という。)を金沢市に設置する。

第六条を第十一条とし、同条の前に次の四条を加える。

(歴史博物館運営審議会)

第七条 博物館法第二十条第一項の規定により、歴史博物館に石川県立歴史博物館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者その他知事が歴史博物館の運営に資すると認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第九条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(損害賠償)

第十条 知事は、歴史博物館の施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失した者に対して、その損害を賠償させることができる。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(事業)

第二条 歴史博物館は、郷土の歴史、民俗等に関する資料の収集、保管及び展示並びに郷土の歴史、民俗等に関する調査研究及び指導のために必要な事業を行う。

(石川県立白山ろく民俗資料館入場料条例の一部改正)

5 石川県立白山ろく民俗資料館入場料条例(昭和五十四年石川県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県立白山ろく民俗資料館条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項及び博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定により、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、石川県立白山ろく民俗資料館(以下「民俗資料館」という。)を白山市に設置する。

第六条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(損害賠償)

第七条 知事は、民俗資料館の施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失した者に対して、その損害を賠償させることができる。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(事業)

第二条 民俗資料館は、白山ろくの歴史、民俗等に関する資料の収集、保管及び展示並びに白山ろくの歴史、民俗等に関する調査研究及び指導のために必要な事業を行う。

(学校以外の教育機関等設置に関する条例の一部改正)

6 学校以外の教育機関等設置に関する条例(昭和三十二年石川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十条、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条」を削る。

第二条第一項の表石川県立図書館の項、石川県立美術館の項、石川県立歴史博物館の項及び石川県立白山ろく民俗資料館の項を削る。

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県条例第四号

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 5 第一項の規定により行われた申請等のうち、当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものにおける当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をもつてすることができる。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県条例第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成二十七年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。



五 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和三十五年法律第四百四十四号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「外国人生活保護事務」という。)であつて規則で定めるもの
------	---

別表第二の一の項中「(昭和三十五年法律第四百四十四号)」を削り、同表に次のように加える。

二 知事	外国人生活保護事務であつて規則で定めるもの	災害救助法(昭和三十二年法律第一百八号)による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百二十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)による手当等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
------	-----------------------	--

別表第三に次のように加える。

二 知事	外国人生活保護事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定め
------	-----------------------	-------	---

るもの

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一号を加える。

十七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和三十五年法律第四百四十四号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表三十四の項中「七千円」を「一万四万円」に改め、同表三十六の項14イ中「九千三百円」を「一万六千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項14ロ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項14ハ及びニ中「九千三百円」を「一万六千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項14ホ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項15イ中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項15ロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表四十一の項3中「七千円」を「八千二百円」に改め、同表六十一の項3中「二千円」を「二千七百円」に改め、同表六十七の項7ハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同項9中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同項20中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改め、同表八十三の七の項1中「第三項」を「第五項」に改め、同項1イ中「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書面(以下この項において「適合証」という。)及び住宅の品質確保の促進

等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項において「性能評価書」という。）を「確認書等（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項1ロ中「適合証」を「確認書等」に改め、同項1ロ(1)(イ)及び(ロ)中「六千円」を「一万二千円」に改め、同項1ロ(1)(ハ)中「一万二千円」を「三万二千円」に改め、同項1ロ(1)(ニ)中「三万円」を「三万六千円」に改め、同項1ロ(1)(ホ)中「三万円」を「六万円」に改め、同項1ロ(1)(ヘ)中「五万七千円」を「九万七千円」に改め、同項1ロ(1)(ト)中「十万円」を「十五万円」に改め、同項1ロ(1)(チ)中「十六万円」を「二十五万円」に改め、同項1ロ(1)(リ)中「二十万円」を「三十二万円」に改め、同項1ロ(1)(ヌ)中「二十二万円」を「三十六万円」に改め、同項1ロ(2)(イ)及び(ロ)中「九千円」を「一万八千円」に改め、同項1ロ(2)(ハ)中「一万八千円」を「三万三千円」に改め、同項1ロ(2)(ニ)中「三万二千円」を「五万五千円」に改め、同項1ロ(2)(ホ)中「四万六千円」を「九万円」に改め、同項1ロ(2)(ヘ)中「八万六千円」を「十五万円」に改め、同項1ロ(2)(ト)中「十五万円」を「二十二万円」に改め、同項1ロ(2)(チ)中「二十四万円」を「三十八万円」に改め、同項1ロ(2)(リ)中「三十万円」を「四十八万円」に改め、同項1ロ(2)(ヌ)中「三十二万円」を「五十五万円」に改め、同項1ハを削り、同項2イ中「適合証及び性能評価書」を「確認書等」に改め、同項2ロ中「適合証」を「確認書等」に改め、同項2ロ(1)(イ)及び(ロ)中「六千円」を「九千円」に改め、同項2ロ(1)(ハ)中「一万二千円」を「一万七千円」に改め、同項2ロ(1)(ニ)中「三万円」を「三万九千円」に改め、同項2ロ(1)(ホ)中「三万円」を「四万六千円」に改め、同項2ロ(1)(ヘ)中「五万七千円」を「七万七千円」に改め、同項2ロ(1)(ト)中「十万円」を「十二万円」に改め、同項2ロ(1)(チ)中「十六万円」を「二十一万円」に改め、同項2ロ(1)(リ)中「二十万円」を「二十六万円」に改め、同項2ロ(1)(ヌ)中「二十一万円」を「二十九万円」に改め、同項2ロ(2)(イ)及び(ロ)中「九千円」を「一万四千元」に改め、同項2ロ(2)(ハ)中「一万八千円」を「二万六千円」に改め、同項2ロ(2)(ニ)中「三万二千円」を「四万三千円」に改め、同項2ロ(2)(ホ)中「四万六千円」を「六万九千円」に改め、同項2ロ(2)(ヘ)中「八万六千円」を「十二万円」に改め、同項2ロ(2)(ト)中「十五万円」を「十九万円」に改め、同項2ロ(2)(チ)中「二十四万円」を「三十一万円」に改め、同項2ロ(2)(リ)中「三十万円」を「三十九万円」に改め、同項2ロ(2)(ヌ)中「三十二万円」を「四十三万円」に改め、同項2ハを削り、同項3中「第九条第一項」を「第九条第一項及び第三項」に、「規定する譲受人を決定した場合」を「規定する譲受人を決定した場合等」に、「譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「譲受人を決定した場合等における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に、「二戸につき 六千円」を「六千円」に改め、同項4中「二戸につき 六千円」を「六千円」に改め、同項に次のように加える。

5 法第十八条第一項に規定する建築物の容積	認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築に係る住宅の容積率	十六万円
-----------------------	------------------------------	------

率に関する特例の許可 の申請に対する審査	の特例許可申請手数料		
-------------------------	------------	--	--

別表八十八の項を削る。

第二条 石川県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表八十三の七の項1中「第五項までに規定する長期優良住宅建築等計画」を「第七項までに規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項1イ(2)及びロ(2)中「又は改築しよう」を「若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おう」に改め、同項2中「長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項2イ(2)及びロ(2)中「又は改築しよう」を「若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おう」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中石川県手数料条例別表八十三の七の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

石川県立図書館条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

石川県立図書館条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項、図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第十条及び公文書館法(昭和三十二年法律第百十五号)第五条第二項の規定により、県民の文化と教育の発展に寄与するため、石川県立図書館(以下「図書館」という。)を金沢市に設置する。

(事業)

第二条 図書館は、前条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 図書館法第三条各号に掲げる事項に関すること。
- 二 歴史公文書(公文書(石川県情報公開条例(平成十二年石川県条例第四十六号。以下本則において「情報公開条例」という。)第二条第二項に規定する公文書をいう。以下同じ。)のうち、

知事が別に定める基準により選別した歴史資料として重要な公文書であつて図書館において保存するもの及び知事以外の実施機関（情報公開条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が別に定める基準により選別した歴史資料として重要な公文書であつて知事に移管して図書館において保存するものをいう。以下同じ。）を保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究に關すること。

- 三 県民の交流促進やふるさとの文化の理解促進等の文化・交流に關すること。
- 四 別表に掲げる施設（以下「研修室等」という。）を一般の利用に供すること。
- 五 その他前各号に掲げる事業に附帯すること。

（使用の承認）

第三条 研修室等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、研修室等を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる。
  - 一 図書館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
  - 二 図書館の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（施設使用料）

第四条 知事は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）から、施設使用料を徴収する。

- 2 施設使用料の額は、別表のとおりとする。

（施設使用料の納付等）

第五条 施設使用料は、前納しなければならない。ただし、知事は、相当の理由があると認めるときは、施設使用料の全部又は一部を後納とせることができる。

- 2 既納の施設使用料は、返還しない。ただし、知事が返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 3 知事は、特に必要があると認めるときは、施設使用料を減免することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第六条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用承認の取消し等）

第七条 知事は、使用者が次のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の承認を取り消し、又は研修室等の使用を停止させることができる。

- 一 第三条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 承認の条件に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- 三 虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき。
- 四 前条の規定に違反したとき。

- 2 知事は、図書館の管理上の必要によりやむを得ないときは、第三条第一項の承認を取り消し、

又は研修室等の使用を停止させることができる。

(歴史公文書の保存等)

第八条 知事は、歴史公文書について、第十七条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、図書館において永久に保存しなければならない。

- 2 実施機関は、歴史公文書を図書館に引き渡すときは、当該歴史公文書について、次条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして図書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
- 3 知事は、歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用が確保できる場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じて保存しなければならない。
- 4 知事は、歴史公文書に個人情報（石川県個人情報保護条例（平成十五年石川県条例第二号）第一条第一項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、歴史公文書の分類、名称その他の歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(歴史公文書の利用請求及びその取扱い)

第九条 知事は、歴史公文書について利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 1 情報公開条例第七条各号（第五号及び第六号ロからニまでの規定を除く。）に掲げる情報が記録されている場合
  - 一 当該歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合
- 2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る歴史公文書が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、別に定める基準により当該歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該歴史公文書に前条第一項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 知事は、第一項第一号に掲げる場合であつても、同号に規定する情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第十条 知事は、前条第一項第一号（情報公開条例第七条第二号に掲げる情報が記録されている場合に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、前条第一項第一号に規定する情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録さ

れている歴史公文書について利用請求があつた場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史公文書につき同号に規定する情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十一条 利用請求に係る歴史公文書に県、国、独立行政法人等（情報公開条例第七条第二号ハに規定する独立行政法人等をいう）、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該歴史公文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている歴史公文書の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第七条第二号ロ又は第三号ただし書に掲げる情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、歴史公文書であつて第九条第一項第一号に規定する情報（情報公開条例第七条第四号に掲げる情報に限る。）に該当するものとして第八条第二項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該意見を付した実施機関に対し、当該歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第十二条 知事が歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により歴史公文書を利用させる場合にあつては、当該歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(審査請求)

第十二条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第二十二條第一項に規定する石川県情報公開審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史公文書の全部を利用させることとする場合(当該歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

4 前項の規定により諮問をした知事は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(情報公開条例第二十条第一号に規定する参加人をいう。以下この項及び次条において同じ。)

二 利用請求をした者(利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第十四条 第十一条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用請求に対する処分(利用請求に係る歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る歴史公文書を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(利用の促進)

第十五条 知事は、歴史公文書(第九条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関による利用の特例)

第十六条 知事は、歴史公文書を移管した実施機関が知事に対してそれぞれその所掌事務又は事業を遂行するために必要であるとして当該歴史公文書について利用の申出をした場合には、第九条の規定にかかわらず、当該歴史公文書を利用させることができる。

(歴史公文書の廃棄)

第十七条 知事は、歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。



(損害賠償)

第十八条 知事は、図書館の施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失した者に対して、その損害を賠償とすることができる。

(図書館協議会)

第十九条 図書館法第十四条第一項の規定により、図書館に石川県立図書館協議会(次条及び第二十一条において「協議会」という。)を置く。

第二十条 協議会は、委員十名以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者その他知事が図書館の運営に資すると認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十一条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(石川県立図書館協議会に関する条例の廃止)

2 石川県立図書館協議会に関する条例(昭和三十五年石川県条例第三十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の石川県立図書館協議会に関する条例第二条の規定により石川県立図書館協議会の委員である者(以下「旧協議会委員」という。)は、この条例の施行の日に、第二十条第二項の規定により石川県立図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものと見なされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における旧協議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(石川県情報公開条例の一部改正)

4 石川県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

歴史公文書(石川県立図書館条例(令和四年石川県条例第七号)第二条第二号に規定する

第二十二条第一項中「第十九条第一項」の下に「及び石川県立図書館条例第十三条第三項」を加える。

第二十三条第一項中「諮問実施機関」の下に「(石川県立図書館条例第十三条第三項の規定に

より諮問をした知事を含む。以下この条において同じ。）」を、「公開決定等に係る公文書」の下に「又は利用請求（石川県立図書館条例第九条第二項に規定する利用請求をいう。第三項において同じ。）に対する処分に係る歴史公文書」を加え、「公文書の公開」を「公文書の公開及び歴史公文書の利用」に改め、同条第三項中「公文書」の下に「又は利用請求に対する処分に係る歴史公文書」を加える。

（いしかわ文化振興条例の一部改正）

5 いしかわ文化振興条例（平成二十七年石川県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「音楽堂」の下に「、図書館」を加える。

別表（第四条関係）

区分		施設使用料の額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
一 研修室	全体	七、〇八〇円	九、四四〇円	七、〇八〇円	一三、六〇〇円
	2-1	三、五四〇円	四、七二〇円	三、五四〇円	一、一、八〇〇円
	2-1-A	一、七七〇円	二、三六〇円	一、七七〇円	五、九〇〇円
	2-1-B	一、七七〇円	二、三六〇円	一、七七〇円	五、九〇〇円
	2-2	三、五四〇円	四、七二〇円	三、五四〇円	一、一、八〇〇円
	2-2-A	一、七七〇円	二、三六〇円	一、七七〇円	五、九〇〇円
	2-2-B	一、七七〇円	二、三六〇円	一、七七〇円	五、九〇〇円
二 だんだん広場		九、六九〇円	二、九二〇円	九、六九〇円	三、三、三〇〇円
三 食文化体験スペース		三、三三〇円	四、四四〇円	三、三三〇円	一、一、一〇〇円
四 屋外広場		一日につき 一平方メートル			五十三円
五 駐車場		三十分を超える場合は、三十分までごとに			一〇〇円

備考

- 一 一の項から四の項までに掲げる施設の使用者が入場料その他これに類する料金（以下「料金」という。）を徴収する場合は、施設使用料の額に百分の百二十を乗じて得た額とする。
- 二 一の項から四の項までに掲げる施設の使用者が料金を徴収しないで、営業その他これに類する目的をもってこれらの施設を使用する場合は、施設使用料の額に百分の百二十を乗じて得た額とする。
- 三 算出した施設使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県条例第八号**

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表七尾市の項中「二百四人」を「二百二人」に改め、同表小松市の項中「二百五十二人」を「二百五十五人」に改め、同表輪島市の項中「百三十五人」を「百三十三人」に改め、同表加賀市の項中「百九十九人」を「二百一人」に改め、同表白山市の項中「二百六十人」を「二百六十三人」に改め、同表能美市の項中「九十三人」を「九十四人」に改め、同表津幡町の項中「八十六人」を「八十八人」に改め、同表内灘町の項中「五十九人」を「六十人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県条例第九号**

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

- 一 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年石川県条例第八号)附則第四項
- 二 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年石川県条例第九号)附則第二項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県条例第十号**

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十万分の三十八」を「十万分の二十七」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

---

石川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県条例第十一号**

石川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年石川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第八十一条の二第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第十条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

---

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県条例第十二号**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」

を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第二十八条第一項第四号イ中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に、「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）」を「相談援助業務」に改める。

第三十六条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第五十九条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十三条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第一百一条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例（昭和二十九年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表付表一中「、円光寺町」を削る。

別表付表三中「金石御船町」の下に「、金石上越前町」を、「いなほ三丁目」の下に「、いなほ三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第十四号

### 石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表六の項1中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同項1イ中「の猟銃」を「に規定する猟銃」に改め、「規定する」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項1ロ中「同時に他の同項」を「同時に他の法第四条第一項」に改め、同項1中ロをハとし、イの次に次のように加える。

- ロ 法第四条第一項第一号に規定するクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号に規定するクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の同号に規定するクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号に規定するクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円)

別表六の項3中「取扱講習手数料」を「猟銃及び空気銃取扱講習手数料」に改め、同項3イ中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項中15を16とし、12から14までを13から15までとし、同項11中「射撃練習資格認定申請手数料」を「猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料」に改め、同項中11を12とし、10を11とし、同項9中「の猟銃又は空気銃」を「に規定する猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「猟銃等所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ所持許可更新申請手数料」に改め、同項9イ中「伴う場合」を「伴う法第七条の三第一項に規定する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「の法第七条の三第一項に規定する」を「の同項に規定する猟銃又は空気銃の所持の」に改め、「同項に規定する」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「許可の申請」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の申請」に改め、「当該法第七条の三第一項に規定する」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項9ロ中「伴わない場合」を「伴わない法第七条の三第一項に規定する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に改め、「規定する」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「同号」を「法第四条第一項第一号」に、「当該同項」を「当該法第七条の三第一項」に改め、同項9中ロをハとし、イの次に次のように加える。

- ロ 新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項に規定するクロスボウの所持の許可

の更新の申請に係る審査 七千二百円(当該申請を行う者が同時に他の同項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号に規定するクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)

別表六の項9に次のように加える。

- ニ 新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の同項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号に規定するクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

別表六の項中9を10とし、同項8中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同項中8を9とし、同項7中「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料」に改め、同項中7を8とし、同項6中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技に参加する外国人に対する銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同項中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第五条の三の二第一項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウ取扱講習手数料	イ 現に法第四条第一項第一号に規定する許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円 ロ その他の者に対する講習会 六千九百円
---------------------------------------	--------------	---

別表六の項に次のように加える。

17 法第九条の十六第一項に規定する射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	九千三百円(当該申請を行う者が同時に他の法第九条の十六第一項に規定する射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項に規定する射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百円)
---	--------------------	--

別表七の項17中「七百五十円」を「千五十円」に改め、同項28中「又は第百八条の三の二」を「、第百八条の三の二又は第百八条の三の三」に改め、同項中28を29とし、同項27イ中「八百円」を「千二百円」に改め、同項27ロ中「千四百円」を「千四百五十円」に改め、同項中27を28とし、

同項26ヲを次のように改める。

ヲ 法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習

(1) 法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下この項において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第九十七条の二第二項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 六千四百五十円

(2) 普通自動車対応免許を受けている者(法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 二千九百円

別表七の項26ヨを削り、同項26カ中「第百八条の二第二項第十四号」を「第百八条の二第二項第十五号」に改め、同項26中カをヨとし、その前に次のように加える。

カ 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習 講習一時間につき 二千二百五十円  
別表七の項26に次のように加える。

タ 法第百八条の二第二項に規定する講習(規則第二条第一項第三号による基準に適合する講習に限る。) 千三百五十円

別表七の項中26を27とし、19から25までを20から26までとし、同項18中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加え、同項中18を19とし、その前に次のように加える。

18 法第九十七条の二第二項第三号イに規定する運転技能検査	運転技能検査手数料	三千五百五十円	
-------------------------------	-----------	---------	--

別表付表一の七の項中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第三項に規定する」を削る。

別表付表二の七の項中「道路運送法第二条第三項に規定する」を削る。

第二条 石川県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表六の項8中「千八百円」を「千六百元」に改める。

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和四年四月一日
- 二 第一条中石川県警察関係手数料条例別表七の項並びに別表付表一及び別表付表二の改正規定 令和四年五月十三日



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第二号中「又は教育委員会事務局文化財課」を「、教育委員会事務局文化財課又は金沢城調査研究所」に改め、同項第五号中「又は金沢城・兼六園管理事務所」を「、金沢城・兼六園管理事務所又は金沢城調査研究所」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

---

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第十六号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例(昭和四十四年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千六百七十八人」を「二千六百三十九人」に改め、同条第二項第一号中「六千百九十五人」を「六千二百二十九人」に改め、同項第二号中「二百七十五人」を「二百七十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

